

☐ 住民税 ☐ 固定資産税 ☐ 軽自動車税 ☐ 国民健康保険税

相続人代表者指定(変更)届兼固定資産所有者申告書

受付印

令和 年 月 日

田野町長 殿

届出
区分

該当するものに○をつけてください

新 指 定
代表者変更

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者等を次のとおり指定したので届け出ます。

① 相続人代表者の指定	相続人代表者	ふりがな				被相続人との続柄	
		氏名					
		生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月		
	住 所	〒 - 電話番号() -					
	代表者以外の相続人		裏面に記載してください				
	被相続人 (亡くなった方)	ふりがな					
		氏名					
		住 所					
死亡年月日		明治・大正・昭和・平成・令和	年	月	日		
被相続人の死亡後、「住民税」・「固定資産税」・「軽自動車税」・「国民健康保険税」の賦課がある場合は、上記相続人代表者に各税目が適用されます。							

② 固定資産現所有者の申告	田野町税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を、次のとおり申告します。						
	選択してください		1	相続人代表に同じ			
			2	相続人代表者以外の相続人(下段に記入)			
	現所有者代表	ふりがな				被相続人との続柄	
		氏名					
		生年月日	大正・昭和・平成・令和	年	月		
住 所	〒 - 電話番号() -						
登記の手続きが完了するまでの間、代表と代表以外の相続人(裏面)が現所有者として、被相続人の所有していた資産を共有し、連帯納税義務を負います。							

- ※ この届は被相続人の死亡を知った日から3か月以内に提出してください。
- ※ この指定は税の賦課徴収にのみ有効です。土地・家屋の登記の変更は行われません。登記簿上の所有者名義を変更する場合は、法務局での登記手続きが必要です。
- ※ 相続放棄される場合は、裏面の相続人の欄に氏名等を記載し、備考欄に「相続放棄」と記入の上、相続放棄を証明する書類(相続放棄申述受理証明書の写し等)を添付してください。

代表者以外の相続人
※ 相続人全員が相続放棄される場合は、①相続人代表者の指定「相続人代表者」欄を空欄とし、
全員こちらにご記入下さい。

相続人（代表相続人を除く）	ふりがな	続柄	住 所	備 考
	氏 名 生年月日			
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	
			〒 -	
	年 月 日生		電話番号() -	

※ 代表相続人とは
納税義務者が死亡した場合、相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。代表相続人とは、その相続人の中から1名代表して納税通知書その他の賦課徴収に関する書類を相続の手続きが完了するまでの間、受け取ってくださる方のことです。なお、相続する固定資産に未登記の家屋がある場合は、役場へ「未登記家屋所有者変更届」を提出するか、法務局へ登記をしていただく必要があります。

登記の状況	1 登記完了
	2 登記する予定(令和 年 月頃までに登記予定)
	3 未定

役場処理欄 ☐ 控え配布

入力		民税	固定	軽自	国保	税総括
宛名台帳	納付台帳					